

令和4年度 第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和5年2月1日(水)
場 所 本庁舎12階 教育委員会室

出席者	教育委員会	委員長	堀 和夫
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	久羽 幸恵
	幼稚園長会	委員	鈴木 裕美
	校長会	委員	佐々木 秀之
	同	委員	竹内 勝己
	学校生活指導担当教職員	委員	須賀井 景子
	同	委員	古賀 旭
	保護者代表	委員	尾崎みどり
	同	委員	扇 優子
	教育委員会	委員	三浦 康彰
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	風間 浩也
	同	委員	小野 弥生

令和4年度第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和5年2月1日

1 開会および委員委嘱

【教育指導課長】

令和4年度第2回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会する。議事に入る前まで、教育指導課長が進行を務める。それでは、次第に沿って会を進行させていただく。

2 教育委員会あいさつ

【委員長（教育長）】

本日は、ご多用の中お集まりいただき感謝申し上げます。本会は平成24年度に発足し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組についての協議を重ねてきた。本日は、今年度の第2回目であり、今年度のまとめの会となる。

昨年10月に開催した第1回会議では、いじめを確実に認知するための方策について、委員のみなさまからご意見をいただいた。本日も前回に引き続き、協議を進めていく。ご理解、ご協力をお願いします。

3 報告（令和3年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況）

【教育指導課長】

これより議事に入る。ここからは、委員長が進行を務める。

【委員長】

それでは議事を進める。まずは報告事項を1点お伝えする。令和3年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

令和3年度練馬区立学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

資料の各項目（「暴力行為の状況」、「いじめの状況」、「不登校の状況」）について、それぞれご説明する。

まず、1つ目の項目として、暴力行為の状況についてご説明する。資料の1ページをご覧ください。令和3年度の暴力行為の発生件数は、小学校では151件、中学校では95

件、合計246件だった。令和2年度と比較すると、小中学校ともに大幅に増加しており、令和元年度並みとなっている。その中でも、小中学校ともに、児童・生徒間暴力が最も多くなっている。国や東京都でも同様の傾向があり、これはコロナ禍による活動制限が緩和され、児童・生徒間の関わりが増加したことが要因となっていると考えられる。

2つ目の項目は、いじめの状況についてである。(資料2～5ページ)

令和3年度はいじめの認知件数(資料2ページ)は、小学校846件、中学校256件、合計1,102件となっている。令和2年度と比べて、小学校では約2.5倍、中学校で約1.2倍となっている。暴力行為と同様、前年度に比べて、コロナ禍による活動制限が緩和され児童・生徒間の関わりが増加したことに加え、各学校のいじめに対する鋭敏な感覚が向上したことが要因の一つであると捉えている。

いじめの認知件数の学年別内訳で、最も件数が多いのは小学校2年生で、174件だった。

いじめの現在の状況(資料3ページ)として、いじめが解消している割合は小学校で85.6%、中学校は84.4%だった。小学校は、昨年度より微増、中学校は昨年度より減少している。

いじめ発見のきっかけは、小中学校ともに、学校の教職員等が発見した数が多い。特に、アンケート調査等の学校の取組により発見に至ったものが最も多くなっている。

いじめの態様(資料4ページ)については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が小中学校ともに最も多い。中学校では、いじめの態様として「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。」が小学校に比べて多く、割合も高い。

いじめられた児童・生徒の相談状況は、小中学校ともに「学級担任に相談」が最も多い。

最後に、3つ目の項目として、不登校の状況についてご説明する。(資料6～9ページ)

令和3年度の不登校の児童・生徒数(資料6ページ)は、小学校で439人、中学校は707人だった。前年に比べて小中学校ともに増加している。不登校の主たる要因としては、資料7ページにある通り、小中学校ともに「無気力・不安」がもっとも多くなっている。

事務局からの報告は以上である。

【委員長】

ただいま、事務局より調査結果について報告があった。この件について、ご意見やご質問等があればお願いします。

小学校の保護者の視点からいかがだろうか。

【委員】

いじめや不登校の件数に関する報告を踏まえて感じたことをお話しする。自分の子どもが通っている小学校では、心のふれあい相談員と接する機会を多く設けていただいているので、1年生の頃から、誰かしら大人が話を聞いてくれる機会がある。そのため、子どもたちは、嫌なことがあった際に大人に話をすることに慣れている。他の学校でも同じように、子どもが大人に話をする機会を多く確保できると大変良いのではないかと思う。

【委員長】

中学校の保護者の視点からはいかがか。

【委員】

中学生については、依然として件数が多いと感じている。インターネットでのトラブルが主な内容だと思う。学校でも「SNS練馬区ルール」の作成や情報モラル講習会等の取組を行ってくれているが、親子ともにSNSに慣れてくると、だんだんと目が行き届かないところも出てきてしまう。そのような状況を防ぐために、保護者同士で協力して、定期的に子どもの様子を見てあげられる仕組みや子どもが相談できる仕組みを作っていくたいと思う。

「いじめられた児童・生徒の相談状況」を見ると、中学生は、誰にも相談していないことが多いと感じる。多感な年頃なので、自分の悩みを打ち明けることがなかなか難しく、相手を選んでしまう面があるのだと思う。

【委員長】

小学校生活指導担当の視点からはいかがか。

【委員】

小学校は2年生のいじめ認知件数が多いということであるが、本校でもいじめアンケートや生活アンケートを毎月1回実施している。低学年のアンケート結果については、間違えて書いてしまったり、本人が書いた内容を忘れてしまったりしていることもあり、そのような内容も認知件数に含まれていることが考えられる。中学年や高学年とは少し状況が異なり、友達に言われたことがちょっと嫌だったのでアンケートに書いたものの、1週間くらい過ぎると、書いた本人も忘れてしまっていて気にしていない場合もある。その点で、低学年の場合はアンケートを実施した時期にもよると感じた。

【委員長】

中学校生活指導担当の視点からはいかがか。

【委員】

報告資料を見ると、冷やかしやからかいの件数が多い。現場で指導をしている実感としても、ちょっとしたこと、遊び半分でしたことが、相手にとっては嫌だったという内容が非常に多い。重大事態に該当するようなひどい暴力や恐喝等の行為は、ここ最近はかなり減少していると感じている。また、高学年になればなるほど、1年生の時にははじめと感じていたことも、自分たちで解決をしたり、うまく受け流したり、すぐに和解をしたりできるようになってくるので、件数が減ってくるという要素もあると思う。これは、発達段階として非常に望ましい状態だと思うので、実際の件数としても、高学年になるにつれてだんだん少なくなっているということは、良い傾向だと感じた。

【委員長】

幼稚園の立場からはいかがか。

【委員】

報告資料を見ると、不登校の要因の中で、無気力と不安が多い。令和3年度から4年度に同じような調査があり、その調査結果を見たことがあるが、その際に、当事者の子どもや保護者に聞き取った結果では、学校で嫌なことがあったことを要因とする回答が多かったと記憶しているが、どうだっただろうか。

【委員】

その件について、学校教育支援センターから説明する。令和3年から令和4年にかけて、練馬区では「練馬区不登校に関する実態調査」という調査を実施した。調査結果は、令和4年11月に公表した。調査の中で、不登校になった児童・生徒にアンケートを実施し、不登校の要因を尋ねたところ、友達や先生との関係、学校やクラスの雰囲気合わない、といった学校生活に起因する理由から不登校が始まったとする回答が9割だった。文部科学省の調査では、無気力・不安が不登校の要因として最も多いという結果であったが、練馬区の調査において、児童・生徒が不登校に至るまでに感じたことを調べた結果としては、学校生活に起因することが最も多かった。

なお、この調査では、中学生の時に不登校だった生徒の卒業後の状況についても調べており、高校進学後は8割が良い状況になっているという結果であった。

【委員長】

不登校の要因に関する調査結果について、学校の先生方の見立てでは無気力・不安が多いという結果であった。また、学校教育支援センターによる過去の調査では、学校が合わ

なかった、友達や先生と馬が合わなかったという理由が多かったとのことである。

一方で、不登校の児童・生徒の保護者に対して、不登校の時期の本人の状況についてアンケートを実施した結果では、無気力・不安が一番多かったという結果も出ている。

不登校の要因を、自身の内面に因るものと捉えるか、学校生活に因るものと捉えるかについては、本人の捉え方、保護者や学校の捉え方でも異なるし、あるいは、調査時の質問の仕方によっても、回答の仕方が変わってくるので、今の段階ではなかなか評価が難しいところではあるが、不登校対策の指針を改定するに当たっては、この辺りを十分に踏まえた上で、検討していく必要がある。

「練馬区不登校に関する実態調査」は、中学校3年生時に不登校であった練馬区立中学校の卒業生本人およびその保護者を対象に実施した調査であり、調査対象のおよそ4分の1の方から回答をいただいた。回答がなかった4分の3の方の状況は把握できていないという指摘もあるかもしれないが、かつて嫌だったことや古傷に触れるような調査内容であったにもかかわらず、正直に答えていただいたことについては、深く感謝している。中には、直にインタビューによって詳しい話を聞かせていただいた方もいる。

今後、不登校対策の指針がまとまった段階で、また動向を調査していく。

他にあるだろうか。心理教育相談員の立場からいかがだろうか。

【委員】

小学校のいじめ認知件数が2.5倍になっており驚いている。おそらく、いじめそのものが増えたというよりは、学校がいじめの確実な認知に向けて取り組んだ結果としての増加であると思う。いじめそのものが急に増えることは考えづらいので、学校がアンケートを実施していじめの把握に取り組んでいることが、有効に働いているのだと思う。

不登校について気になっているのは、新型コロナウイルス感染症との関連である。新型コロナウイルス感染症の感染回避を理由とした長期欠席者は、不登校には含まれていない。学校に行きたくない子どもの中には、新型コロナウイルス感染症の感染回避を理由にすることで、学校を休めると思って休んでいる子もいないわけではない。

この3年間くらい、新型コロナウイルス感染症による影響が非常に大きく、実感として、不登校が増えていることともかなり関連していると思っている。新型コロナウイルス感染症の影響がなかった頃の不登校と比べて、新型コロナウイルス感染症が不登校にどの程度影響しているのか気になった。不登校については、件数だけに注目するのではなく、子どもの実際の状況や背景も踏まえながら対応していきたい。

【委員長】

新型コロナウイルス感染症の感染回避を理由とした長期欠席者というのは、資料の8ページ下段の項目のことだろうか。

【事務局】

資料の8ページ下段「(5) 新型コロナウイルスの感染回避による長期欠席者数」の項目である。この数は、先ほど事務局からご説明した不登校者の数には含んでおらず、別に計上している。新型コロナウイルス感染症への不安に関する欠席は、出席停止という扱いをしているので、30日以上欠席しても、不登校という扱いにはしていない。

【委員長】

不登校による長期欠席なのか、新型コロナウイルス感染症による長期欠席なのかの区別は、本人や家庭の判断に委ねているということか。

【事務局】

その通りである。

【委員長】

小中学校の校長先生にお聞きしたい。2月に入り、私立中学校の受験が始まったが、例えば、感染症の感染回避の目的から自主的に学校を休んでいる児童・生徒は一定数いるのだろうか。また、その場合、受験日の数日前から休んで、自宅で勉強に邁進するケースも実態としてあると聞いているが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、その期間が長くなっている傾向はあるのだろうか。

【委員】

小学校の状況について、本校の例をお伝えすると、受験準備も含めて1月から休む児童は1クラスに10人以上いる。10年ほど前はもっと少なかったと思うが、現在は非常に多いと感じている。しかし、それが新型コロナウイルス感染症によるものなのかどうかは分からない。ただし、昔と比べると、受験のために休む日数が長期化していることは間違い無いと感じている。

【委員】

中学校の状況について、本校の状況であるが、やはり数名は受験に向けた準備のために休む生徒がいる。今のところは、都立の推薦入試が終わった段階であり、都立や私立の一般入試はこれから本格化してくる。受験に向けて生徒が長期で休む傾向は、コロナ禍以前からあった。親が休ませると言うよりは、生徒たちが自主的に、試験直前の1週間で追い

込みをかけている。学校の授業は、技術や体育等、受験科目ではない科目が時間割に入っているため、その時間を試験勉強に使いたいという思いがあるようである。ただし、今も昔も同様なのだが、クラスの雰囲気によっても状況が異なる。例えば、クラスの中で何人かが休み始めると、他の生徒も同様に休み始める傾向がある。つまり、周囲の動きに影響を受けて、不安になってくるようである。一方で、あまり休む生徒がいないクラスでは、その影響というのは非常に少ない。経験的なところ言えば、直前期に休んだ子が必ずしも合格するとは限らず、いろんなことを平常心でこなしていくことが大切であると感じるが、生徒たちは必死なので、学校としては、休むことの是非についてそこまで強くは言えない。この点は、中学3年生の担任がいつも頭を悩ませているところである。

【委員長】

練馬区では、小学校に上がる段階で3～5%の子どもが私立小学校に行き、中学校に進学する段階で20%程度の子どもが、国立や私立の中学校に進学している。そのため、中学校に進学する時点で、既に25%程度の子どもは、区立中学校以外の学校に通っている。都内の半分以上の区が、同じような状況であり、都心区では、この割合がもう少し高いようである。このような背景から、都内の区立小学校において、私立中学校の試験直前期に欠席者が増えるという傾向は、ある程度共通した状況のようである。

【委員】

教育指導課長である。先ほど、いじめの認知件数に関する中学校の状況の話の中で、学年が高学年になるにつれて、生徒自身の対応力が高くなり、いじめの認知件数が少なくなってくるという話があった。他者理解が進んだり、生徒が自分たちで解決方法を考えたりすることで、いじめに発展する前に回避する方法を身に付けたことによるものであるという話だった。現在のいじめの定義で考えると、友達関係の中で何か嫌な思いをすれば、それはいじめとして認知されるのだが、その際の対応として、親や先生に相談し、大人と一緒に解決していくことが重要であるとともに、子ども自身においても、ある程度のことを自分たちで解決できる力を身に付けていくことも重要であると感じた。

そこで、実際にいじめを発見した時の対応として、いじめを発展させない、あるいは新たないじめに繋がらないようにするために、学校や家庭の中で、どのような工夫をしているのか、もしアイデアがあればお伺いしたい。

【委員】

中学校の状況をお話しする。いじめを発見した際、まず大前提として、被害を受けてい

る子に寄り添った対応を心がけている。昔の学校現場では、いじめの訴えや情報を聞いた時点で、すぐに加害生徒に話を聞き、指導を行っていたが、現在は、訴えてきた子が今どのような状況なのか、加害生徒への対応方法も含め、どのような指導や解決方法を望んでいるのかを聞き取るところから始めている。多くの場合は、軽微な内容であるので、訴えをした本人も、今後同じことをされなければそれで良い、と話すことが非常に多い。加害生徒に対して指導をするときも、強く指導するというよりは、こういう相談があったので一緒に考えよう、という話し方で伝え、今後の人間関係を築くためのトレーニングやアドバイスのような形で指導していくことが多い。

ただ、苦慮していることは、相談者から、相談したことを加害生徒に言わないでほしいと言われた場合の対応である。その場合、加害生徒に対して、非常に遠回しな伝え方しかできない。その場合、クラス全体に一般論の話をして、加害生徒が自ら気付くまで、少しずつ時間をかけて指導をしている。クラス全体に話をすることで、周りにいる生徒たちの意識付けにもつながるという点ではプラスの要素もあるが、一方で、即座に効果が見込める方法ではないので、被害側の生徒と丁寧に話をしながら時間をかけて対応していくことになる。教員が常に生徒に目を配り、しっかりと見守っていること、みんなで見ているということを日頃から伝えている。生徒に対して、強く指導するというよりも、コミュニケーション能力を高めるような指導を行っているのが最近のいじめ指導だと思っている。

【委員】

小学校の状況をお話しする。小学校も中学校と同様で、まずは訴えてきた子の話を聞く。その後、加害側の話も聞いて、周りで見えていた子にも状況を聞くことで、事実確認を行っている。しかし、中には、双方の主張が食い違い、事実が見えてこないこともある。場合によっては、ご家庭に連絡させていただき、現在の状況をお伝えすることもある。長引きそうな場合やこじれそうな場合は、いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に指導に当たる体制を取っている。ほとんどの場合、これらの対応で解消されている。

【委員長】

これまでの話を踏まえて、副委員長から何かあるか。

【副委員長】

それでは、資料に関して気になったことを、3点お話しさせていただく。

まず1点目であるが、3ページ目の「(4) いじめ発見のきっかけ」の項目について、表の下段「学校の教職員以外からの情報により発見」の内訳を見ると、小学校で「本人か

らの訴え」の数字がかなり増えている。他の自治体の調査結果では、それほど多くない部分である。練馬区では、子どもが自らSOSを出す力や、それを援助する環境が備わっているのではないかと感じた。もしかすると、表の上段「学校の教職員等が発見」の「学級担任が発見」に含まれている部分があるかもしれないが、本人から先生に、自分がいじめられていることを相談できる環境をこれからも作っていただけると良いと感じた。

2点目であるが、同じく「(4) いじめ発見のきっかけ」の中で、スクールカウンセラーの相談件数について、中学校の相談件数が0件である点が気になった。配置の在り方や、限られた時間の中での対応であると思うので、大変だとは思いますが、やはり0件という状況は少ないと感じた。ただしスクールカウンセラーを責めるわけではない。スクールカウンセラーの働き方等について、もう少し考えていく必要があると感じた。

3点目は、4ページの「いじめの態様」についてである。先ほど、中学校の状況について話を聞かせていただいた際に、重大事態に該当するようなひどい暴力や恐喝等の行為は、かなり減っているという話があった。確かに、他の自治体の状況と比較しても少ないと思う。ただし、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」から「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」までの項目は、暴行、恐喝、窃盗、名誉棄損等、全て犯罪と言える出来事であり、小学校では計70件、中学校では計40件起きている。件数として多くないとはいえ、犯罪行為に該当するようなことに対しては、しっかりと取り組まなければいけないと感じた。特に外部機関との連携も踏まえた指導、援助が必要になってくると思う。

それと、最後に1点、先ほど教育指導課長から話があった内容についてもお話ししたい。子どもが、自分たちで問題を解決する力を身に付けていくことは、本当に大切な視点だと思う。1985年に「いじめ問題の解決のための緊急アピール」が提言された際に、“本来は子どもに委ねるべき問題である”との文言があった。これは1985年の状況であり、現在は、大人がしっかり対応しなければいけないという文章になっている。ただし、教育指導課長から話があったように、子どもたちで対応できる部分は還元していく等、子どもたち自身の対応力も育てていくことが大切であると感じた。

4 協議（①いじめの確実な認知について／②相談体制の充実について）

【委員長】

次に協議に移る。本日の協議内容は、「いじめの確実な認知」と「相談体制の充実」の

2点である。事務局より説明をお願いする。

【事務局】

練馬区教育委員会では、「いじめの確実な認知」「子どもが相談しやすい環境の充実」「地域と連携しいじめ防止の体制づくり」の3点を課題として捉えている。

いじめをなくしていくためには、教員の鋭敏な感覚により、軽微ないじめも見逃さず、確実な認知のもと、適切な初期対応につなげる必要がある。また、相談体制の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応をより推進していく必要がある。

本会の第1回では、「いじめの確実な認知」について、各委員よりご意見をいただいたところである。

今回は、「いじめの確実な認知」および「相談体制の充実」に関して改めて協議を深めていきたい。

具体的には、いじめの確実な認知および相談体制の充実のために、学校や地域・保護者がしていくべきことについて、ご意見をいただきたい。

なお、資料3としてお配りした資料は、今年度の「いじめ一掃取組月間」において、各学校が「いじめの確実な認知に向けた教職員の取組」および「相談体制の充実に向けた教職員の取組」として取り組んだ内容について、各校からの報告内容を抜粋したものである。

【委員長】

先ほどの報告にもあったが、令和3年度のいじめ認知件数について、練馬区の件数は増加している。一方で、練馬区における、小学校の1校当たりの認知件数は、13.0件であるのに対して、東京都は42.6件であった。練馬区としては件数が増えているが、東京都の認知件数と比べると、かなり低い数値であった。中学校においては、練馬区は7.7件であるのに対して、東京都は8.9件であり、小学校と比べると、中学校の方が、東京都との差は小さい。ただし、いじめは初期の段階でしっかりと認知して対応しなければ、重篤化してしまう場合もある。そのため、いじめの確実な認知や適切な初期対応について、ぜひご意見をいただいて、今後の施策等に生かしていきたい。

また、相談体制の充実についても、取組事例や提案等、様々なご意見をいただいて、今後の練馬区のいじめ防止のために考えていきたい。

まずは、各校の取組を聞かせていただきたい。小学校では、いかがだろうか。

【委員】

それでは、小学校の取組についてお話しする。先ほども申し上げた通り、いじめアンケート

ートを毎月実施しており、ふれあい月間には生活アンケートを実施している。それぞれ、アンケートの回答で出てきた内容からいじめを認知することが多いが、中には、それだけでは見えてこないものもある。特に高学年では、アンケート等では現れてこないけれど、実際には嫌がらせ等をされている子もいると思う。それらを察知するためには、普段の行動観察を丁寧に行い、担任がいじめを認知するためのアンテナを高くしておくことが大切であると考えている。また、担任一人で抱え込まずに、養護教員やスクールカウンセラーや学校生活支援員も含めた色々な大人が関わり、様々なところから情報を得ることで、子どもの様子の変化に気が付き、いじめの発見に至ることも時々ある。

また、道徳の授業の時間を使って、情報モラルについて考えさせる等の取組も行っている。その際は、まず個人で考えさせ、それからグループで様々なケースについて意見を出し合い、いじめが起きない雰囲気をもみんなで作っていくよう工夫している。

加えて、11月には、いじめ防止標語を各クラスで作って、学年で廊下に提示する等の取組も行った。

【委員長】

では、中学校の取組についてお願いします。

【委員】

率直な感想として、中学校の認知件数は明らかに少ないと思う。子どもたちが人間関係を築く中で、けんかやトラブルで先生に相談することはもっとたくさんある。私は、本人が嫌な思いをしたのであれば、いじめとして対応しなければならないという気持ちで、生徒たちと向き合っている。

考え方は、ハインリッヒの法則が当てはまると思っており、小さな出来事の積み重ねの中に、重大な事件・事故に繋がるものが隠れていると思う。その点では、教員側の意識の向上は、どの学校でも不可欠だと思う。

いじめという言葉の定義について、保護者の方や子どもたちの認識としては、程度のひどい嫌がらせ等が当てはまると考えている場合が多く、実際の定義とはまだ乖離がある。そのため、ちょっとしたからかいや嫌がらせをして、相手が嫌な思いをしたとしても、それがいじめであるという認識に繋がらない場合がある。日々の生活の中で子どもたちに指導する際には、相手に嫌な思いをさせてしまったら、それはもういじめであると伝え、また、保護者に向けても、現在のいじめの定義についてしっかりと説明し、様々なケースや程度のものがいじめに当てはまるということを知ってもらうことで、よりいじめが認

知されやすくなるのではないかと思う。自校で実施しているアンケートでは、質問項目の中に「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」という記載を入れている。その回答で、「どちらとも言えない」や「そう思わない」を選択した生徒に対しては、どんなことがあってもいじめはいけないことであるということを改めて伝えている。このような取組を地道に行っていくことで、徐々に、生徒たちの中でいじめはいけないことであるという意識が高まってくる。いじめの定義を、もっと早く広く知らせることが大事であると思う。

【委員長】

幼稚園ではいかがだろうか。就学前の子どもたちについて何かあるか。

【委員】

幼児の段階では、いじめの認知というところまでは、なかなか難しい。とにかく、自分がされて嫌なことは、相手にもしてはいけないということを、折に触れて伝えている。

子ども同士の関わり合いの中で、嫌なことをしてしまったり、されてしまったりすることはしばしばある。そのような場面で、最終的には、子どもが自分で「嫌だよ」と言えるようになってほしいと考えている。そのため、段階を踏みながら、自分の気持ちを言葉にできるように、大人が橋渡しをしているのが今の状況である。

また、子どもたち自身で気が付いて「それはいけないことだよ」と他の子どもの行動を止められるように育ててほしいと思っており、段階的に取り組んでいる。

【委員長】

心理教育相談員の立場からはいかがだろうか。

【委員】

いじめの定義として、確かに相手にとって嫌なことをされたらいじめになるのだが、極端なケースでは、嫌いな子が自分の机を触っただけでいじめだと主張する子も実際にいる。それは、本当にいじめに該当するのか慎重に考えなければならないが、その主張に担任の先生が乗ってしまうと、いじめという扱いになってしまう。それは、机を触った子に対する逆のいじめになってしまうと思う。このように、被害と加害の立場が逆転してしまう場合もあるので、状況を正確に見極めて適切に対応していくことは、非常に難しいことだと思う。嫌なことをされたらいじめと捉えることはその通りであるのだが、特に低学年では状況を正確に捉えることも難しい部分があるので、対応する大人たちは、公平に判断できる視点を養い、指導していくことが大切だと思う。

【委員長】

今までの話を踏まえて、保護者の立場からはいかがだろうか。

【委員】

中学生の保護者の立場からお話する。まず、先日、他の保護者から聞いた事例を紹介する。何人かの男子生徒が話をしていた際に、話の流れで後日遊びに行く約束をしたのだが、ある生徒は誘われたと認識しており、他の生徒は誘っていないと認識していて、認識の違いからちょっとしたコミュニケーションの行き違いがあったようである。ある生徒は、遊びに誘われていると思い、LINEのグループで当日の集合場所について質問したのだが、みんな返事をしなかった。そのため、その生徒の保護者の方から学校に、うちの息子が仲間外れにされているとの連絡があったそうである。その後、学校の先生が間に入って、それぞれの生徒の話聞き、お互いに認識の違いがあったことが分かった。そのため、本人たちで話し合う場を設け、お互いに納得したとのことである。このように、当事者間ではそれほど大きなことだと思っていないことでも、その保護者の方はすごい勢いで怒っていたとのこと、受け取り方によって状況が全く変わってくるのだと感じた。

生徒同士の認識の違いによって起きる行き違いも、状況を整理して対応すればはじめにはならないこともあるし、一方で、受け取り方によって反応も異なるため、実際の場面の中でいじめの定義をどのように当てはめていくのかについては、判断が難しいと感じた。

ただし、このような出来事があった際に、学校や保護者等の周囲の大人がすぐ対応してくれて、生徒が相談できる環境があることは、生徒にとっても保護者にとっても、とても心強いことだと思う。生徒に対して、大人たちがしっかりと見守っていることが伝わるような環境を作れば、生徒たちも安心できると思う。

【委員】

小学生の保護者としてお話する。私は、登校班の引率をさせていただいている。毎朝、子どもたちとコミュニケーションを取り、仲良くなってくると、子どもたちから色々な話をしてもらえるようになる。その中で、実は友達からこんなことを言われて困っている、等の話を聞くこともある。その場合には、学校に情報共有をして、学校で対策を取っていただいている。また、児童館での出来事等、学校外のことに関しても、学校に共有すべき情報があれば伝えている。その際には、先ほどの委員の話にもあった

が、偏った判断にならないように注意して対応している。

また、どんなことも、基本は家庭にあると思っている。どんなことでも、家庭で吐き出せるような環境を作っていきたいと思っている。保護者の考え方は様々であるが、自分の中では気を付けていきたいと考えているところである。

【委員長】

先ほど、中学校の状況について話をいただいた際に、相談したことを加害生徒に伝えてほしくないと言われたことがあるとの話があった。おそらく相談者は、加害生徒から仕返しされることを恐れているから、加害生徒に伝えてほしくないと言いたいと思う。相談を受けてすぐに教員が指導してしまうと、先生に言いつけた、と捉えられてしまう恐れがある。自分たちがひどいことをしているにも関わらず、理不尽な話ではあるが、先生に相談したことを、告げ口や密告と捉えるような生徒がいることも事実である。そのような場合の、教員の対応や被害生徒の状況について、もう少し詳しく聞かせてもらえるだろうか。

【委員】

さきほどお話しした内容に加えて、中学校の状況についてお話しする。今までに、被害生徒から相談を受けて、加害生徒に指導をした中では、それを理由にさらにいじめが激しくなったようなケースは、ほとんどない。ただし、被害生徒からの相談の中には、過去に「お前、先生に言ったんだろう」と言われる等怖い思いをしており、同じような思いをしたくないので、加害生徒には伝えてほしくないと言われることはある。それは、当時、相談を受けた教員や親が、加害生徒への指導を簡単な注意で済ませてしまったために、適切な指導に繋がらなかったことが背景にあるようである。

多くの場合、加害生徒も、心に屈折した思いや解決できない問題を抱えており、それがいじめやかからかい等の行動として表れている。そうした状況を踏まえ、教員が指導を行う際には、複数の教員でじっくりと時間をかけて、なぜこんなことをしたのかを聞き取る等、ただの指導で終わらないように丁寧に取り組んでいる。そうすると、加害生徒は自分のしたことが間違っていたことを自覚し、被害生徒が先生に報告したことについて報復するのは間違っているということも、自分自身で落とし込むことができるようになる。

そのため、被害生徒が報復を恐れて、加害生徒へ伝えないでほしいと話した際には、必ずこの話を伝えている。簡単な指導で済ませることはしないし、加害生徒の話も聞くことで、しっかりと解決することを伝えている。

ただし、被害生徒の気持ちを汲み、誰からの訴えなのか分からないように配慮しながら指導へ繋げる必要があるので、相談を受けて即座に指導をするのではなく、教員間でチームを組んで、連携しながら時間をかけて対応するようにしている。

まずは、クラス全体に対して一般論として話をして意識付けしていく。その上で、教員間で分担しながら、被害生徒や加害生徒の様子をしばらく見るようにする。そして、加害生徒が被害生徒とは別の生徒に対して、同様の嫌がらせをしている場面を目撃した際に、その場で指導をする。その場合、今日撃したから指導をしているという切り口で指導しているので、被害生徒からの訴えがあったことが加害生徒に知られることはない。そこから、先ほどお話ししたように、加害生徒の話も丁寧に聞きながら解決につなげていく。自校では、このような工夫をしながら取り組んでいる。

【委員長】

先ほど、保護者の皆様からお話しいただいた内容について、学校の生活指導担当の先生方の視点から何かあるだろうか。

【委員】

先ほど、中学生のLINEのやり取りでの行き違いについて話があったので、中学校の立場からお話しする。先ほどの事例については、保護者からいじめとの主張があったとしても、その段階ではおそらくいじめの疑いとして受け止めると思う。即座に、LINEグループ内のメンバーがいじめをしたと捉えるのではなく、聞き取りを行い、双方の話を聞く中で、お互いの行き違いがあったことを整理して対応すると思う。いじめの認知といじめの疑いを、はっきりと切り分けて指導していかなければいけないと思っている。

【委員】

小学校については、先ほど登校班の引率の話があったので、小学校の立場からお話しする。学校外も含め、児童たちの状況は、教員だけでは見えない部分もあるので、保護者からこのような情報をいただけることは、とてもありがたい。情報提供をいただいた場合は、学校で事実確認をして指導をしている。

【委員長】

副委員長からはいかがだろうか。

【副委員長】

いじめの認知件数が上がったのは、やはり学校の先生方の力が確実に伸びているからであると思う。本当に一生懸命取り組んでいると感じた。一方で、全ての先生が同じよう

にいじめを認知する力を伸ばしているわけではないという点では、もう一息であると感じている。残念ながら、いじめの三大禁句と言われるような「いじめられる方にも問題がある」、「もっと強くなりなさい」、「気にし過ぎるな」等の言葉も、いまだに聞こえてくる状況もある。多くの先生方は本当によくやられているのだが、もう一息だと思っている。

【委員長】

激励の言葉をいただき感謝する。それでは、いじめの確実な認知については以上とする。

次に、相談体制の充実に向けた取組についてである。各学校の取組について、お話しいただきたい。まず幼稚園から願います。

【委員】

幼稚園の場合は、保護者からの相談が多い。保護者に対しては、子どもが発するサインで何か気が付いたことがあれば、ちょっとしたことであっても話してほしいと伝えている。主に、朝や帰りの時間に、直接お会いしたタイミングでお話ししている。普段から、何気ない会話を通して、気軽に話し合える関係を築き、何かあった際に保護者が相談しやすいようにしている。担任でも管理職でも、誰に相談しても構わないという体制を取っている。

【委員長】

小学校長の立場からはいかがだろうか。

【委員】

児童だけに限らないことではあるが、人は自分を理解してくれる人には安心して心を開き、話をするようになるが、理解してくれない人に対しては心を閉ざしてしまったり、拒否してしまったりすると思う。そのため、日頃から、児童と教員が良好な関係を築いておくことが一番大切であると思う。しかし、人対人という関係の中では、コミュニケーションをうまく取れない場合や、相性の問題もあると思うので、より多くの大人の目で、児童をよく見ていくことが大切だと思っている。そうすることで、“あの先生だったら話してみようかな”、“この先生だったら話しやすそうだな”と児童が思えるような、様々な選択肢ができると思っている。

【委員長】

中学校長からもお話しいただきたい。

【委員】

相談体制の充実は、難しい課題であると感じている。ある程度のところで、頭打ちとな

っている状況がある。基本的なところでは、教育相談室の扉を開けておき、できるだけ入りやすい雰囲気、リラックスしやすい空間となるように工夫し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員に相談しやすい環境を作っている。

また、小学校の話の中でも触れられていたが、多くの大人の目で見守ることも大切にしている。中学校は教科担任制なので、部活動も含め、多くの教員が関わっており、個々の教員の意識を高めるとともに、誰かしら生徒にとって相談しやすい人を作れるような環境を用意できるよう取り組んでいる。また、昼休みの時間に、教員はすぐに職員室に戻るのではなく、フロアに残って何気ない様子を見ている。そうすることで、いじめの発見をすることもあつし、授業中はあまり話をするできない生徒が相談しにくくもあつる。

加えて、働き方改革にも関わる部分であるが、職員に対して、ゆとりを持って仕事をするように伝えている。100%の力で仕事に取り組み、余裕がない状態であると、生徒がSOSを発しているも、気が付かなかつたり、十分な対応ができなかつたりする。そのため、8～9割程度の力で働いて、1～2割の力は残しておくように伝えている。ただし、個々の仕事の仕方があるので、全員に当てはまるかは分からないところではあつる。

それと、これは要望というわけではないのだが、スクールカウンセラーの勤務日数については、増やしていく必要があると感じており、校長会等でも話をしている。生徒たちもいろいろな事情を抱えているし、保護者からの予約もいっぱいになってしまう時期があつる。それによって対応が遅れて、いじめが起こつてしまつてはいけなないので、スクールカウンセラーの勤務日数については、引き続き考えていきたい。

それから、余談ではあつるが、いじめの相談先等に関する周知物として、カードが配られるのだが、練馬区に限らず様々なところから同じようなものが配られるので、生徒たちにはあまり活用されていない状況があつる。手軽に使えるようにカード型にしているのだと思うが、何種類も送られてくるので、生徒たちはトランプにして遊んでしまつている。

一方で、タブレットを活用して相談できるアプリについては、とても有効だと思つている。学校現場としては、このような状況である。

【委員長】

学校教育支援センターからはいかがだろうか。

【委員】

カードの件について、学校教育支援センターからは「子供相談カード」というカードを

年に1回配布している。また、中学校には「ねりまホッとアプリ」というタブレットのアプリを周知するためのポスターとカードを配布している。練馬区から配付しているカードはこの2種類であるが、区外も含めて様々なところから送られてきているということかと思う。

また、先ほどの話の中でご紹介いただいた、タブレットでの相談についてご説明する。昨年度、区立小中学校の生徒にタブレットを配布したタイミングで、タブレットを活用して相談メールを送ることができるシステム「子供相談メール」を開始した。現在、315件の相談を受けている。そのうち、いじめの相談は52件あった。加えて、いじめを通報するアプリもあり、こちらは11件の通報があった。件数自体はそれほど多くないが、いじめられたことを訴えることだけでなく、このアプリがタブレットに備わっていることによって、抑止力にもなると考えている。相談メールは双方向であるのに対し、通報アプリは一方のものなので、そのような違いが浸透の仕方の違いに影響しているのではないかと分析している。

なお、相談メールは、非常に有効に活用されている状況があるため、来年度に向けて、SNSでの相談が可能になるように準備を進めているところである。

相談は、基本的に匿名でできるようになっている。相談の中身としては、いじめと捉えるべきか難しいものいくつかある。例えば、声を出すのが恥ずかしくてなかなかうまく話せなかったときに、友達に「もっと大きい声で話したほうがいいよ」と言われて嫌だったというような話もある。一方で、暴力に関する相談等も来るが、本当にいじめと判断すべきか難しいものも一定数ある。それぞれ、子どもたちとやり取りをしながら相談を受けているが、1回目の相談が来た際は、まず学校へ相談するように伝えている。担任やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員等、学校には相談できる大人がたくさんいることを伝え、まずは自分の気持ちを先生たちに話してほしいと伝えている。あわせて、自分で伝えられない時は、こちらから学校へ伝えるので、学校名と名前を教えてくださいと伝えている。そこから、更に返信が返って来た場合、学校との共有が必要なものについては、学校へ連絡をして、対応をお願いしている。今年度は、このような対応を行っている。今後、SNS相談が導入されると、このようなやり取りがもう少し活発になるのではないかと見込んでおり、徐々に充実させていきたいと思っている。

また、スクールカウンセラーの勤務日数について話があったが、東京都との協定の中で配置をしているものなので、練馬区だけでは難しい部分があるが、引き続き東京都へ要望

していきたいと考えている。

【委員長】

教育振興部副参事からはいかがだろうか。

【委員】

先生方の話を聞いて、先生方のようなお考えで相談体制を整え、指導していただければ、いじめは重篤化しないし、子どもたちも安心した学校生活を送れると感じた。

話を戻してしまうが、いじめの認知と初期対応について少しお話しする。

まず、いじめの認知についてである。資料1の2ページ「(2) いじめ認知件数の学年別内訳」の表で、令和3年度の小学校の件数を見ると、1年生の件数が多く、学年が上がるにつれて、だんだんと件数が減っていく傾向が見られる。ようやく、東京都や国の調査結果の傾向と重なるようになってきた。これは、いじめ認知の考え方が学校に浸透してきた表れでもあると思う。ただし、小学校の実態で考えると、更に3倍程度は認知されても良いくらいだと思う。現在の数値では、小学校6年生の件数(101件)と中学校1年生の件数(131件)で、逆転現象が起きているが、小学校の件数を3倍して考えると、小学校1年生が一番多く、そこから学年が上がるにつれて少なくなり、さらに小学校6年生から中学校1年生にかけても、中学校の件数の方が少なくなるという状況が見えてくる。実際に、東京都全体の数字では、小学校1年生の認知件数が11,690件であるのに対し、中学校3年生は777件で、激減していく傾向にある。学年が上がるにつれて、子どもたちの中でもいじめはいけないうことであるという考えが浸透していくと同時に、人間関係の作り方も向上していくことが要因であると考えられる。練馬区としても、子どもたちにいじめがいけないうことだという考えが一層浸透しくように取り組んでいく。

次に、初期対応についてである。先ほど、委員の話の中でも触れられていたが、初期対応における加害者への対応も、非常に大事な視点であると思っている。指導をする立場の大人は、絶対的に被害者を守らなければいけないが、その一方で、一方的な決めつけによって、加害者の心情に寄り添わずに対応した結果、加害側の本人も保護者も心を閉ざしてしまい、事態が重篤化してしまう例も見てきている。

今回、生徒指導提要の中に、いじめる心理から考える未然防止教育の取組という項目が新たに設けられた。もちろん、いじめられた被害者に寄り添うことが大切なのだが、いじめる心理が生まれてくる要因についても目を向けるということが、新しい視点だと感じている。

中学生になると、99%の生徒がいじめはいけないという気持ちでいるのだが、いじめは起きてしまう。いじめをしてしまう子の気持ちに関する分析では、過度のストレスがあるような環境の中で、弱い者をいじめることによってストレスを解消しようとする心理や、同調性の高い集団の中で、異質なものへの嫌悪感情が生まれることも指摘されている。例えば、部活動等で集団内の同調意識が高まることで、異質な子を排除するような感情が生まれてしまう場合もよくあるケースである。その他、妬み、遊び感覚、金銭目的、自分が被害者になりたくないからいじめる側に回る、といったこともいじめをしてしまう心理として分析されている。このような、いじめをしてしまう側の心理も踏まえて、私たちは日々、子どもたちに寄り添い、いじめが起こらないような学校づくりをしていく必要があると感じた。

【委員長】

保護者の立場からはいかがだろうか。中学校からお願いします。

【委員】

相談体制という視点でも、学校に対応していただいていることが多いと思うが、やはり基本は家庭での教育環境、子どもの話を聞く環境を整えていくことが大切であると感じている。例えば、自分がされて嫌なことは相手にもしない、自分がもし嫌なことをされた場合にどのように身を守るか、どのように相談するか、といったことについて保護者としても学び、子どもと話し合っておくことが大切だと思う。ただし、家庭だけではどうにもならないこともあるので、この会のように、学校と区と保護者が関わり合って対応できる仕組みがあると良いと思う。仕組みとしてはいくつかあると思うのだが、おそらく保護者はあまり知らない。せっかく良い取組があってもあまり知られてないのは残念なので、保護者ももっと関わって、理解を深められるような仕組みを周知して、広まっていくとよいと思う。

【委員長】

小学校からもお願いします。

【委員】

全く同じ考えである。また、保護者は、学校に対して伝えたいことがあった時に、学校を攻撃するのではなく、信頼をした上で理解してもらえるようにお話しをするということが大切だと思う。自分の子どもを大切に思う気持ちはもちろん分かるが、その思いから学校を攻撃の対象にしてしまう保護者もいる。PTAにもしばしば相談が来ることがあ

るが、自分の子どもを大切に思うからこそ、学校とは丁寧に話し合うことが大切であると思う。保護者側の意識のもち方も大切だと思う。

【委員長】

副委員長からいかがだろうか。

【副委員長】

教育支援の研修会等では、コーディネーターを育成する等の話が出ることもあるが、これまでの各委員の話を聞いても分かるように、教職員は十分に工夫しながら一生懸命取り組んでいる。あとは、本日話し合ったような情報を各学校で共有し、真似できる部分を取り入れていけば、本日のテーマであるいじめの認知や相談体制の充実についても、より一層良い状況が生まれてくると思う。

また、学校の状況として大変だと感じるのは、相談時間の確保である。恐らく、どの学校も、子どもが相談できる時間をなかなか確保できずに苦勞されていると思う。極端な事例ではあるが、八王子市では、中学校の授業のうち30コマ分を、いじめに特化した授業に使っている。以前に私がお邪魔した学校では、いじめに関する授業の間、常に担任が子どもたちと対話を行っていた。最近は、面談というよりも対話という言葉がよく使われている。先ほど働き方改革の話も出ていたが、何らかの方法で時間のゆとりを確保し、先生方が子どもたちと対話する能力を充実させることができれば、より一層良くなっていくと思う。

【委員長】

子どもたちと対話する時間はとても大切であると思う。練馬区で不登校に関する調査を実施した際の学校からの回答で、子どもと対話する時間がなかなか確保できない、子どもと十分に向き合えない、という回答が多かった。教員は、様々な業務に追われて時間に余裕が無い状況がある。区としても、雑多な業務を学校に求めないように取り組んでいる。例えば、様々な調査について、本当に実施しなければいけない調査なのか、回答項目についても、学校番号や児童生徒数等、細々とした情報を本当に記載しないといけないのか等、わずかな部分ではあるが、教員の負担軽減につなげていけるよう精査している。

例えば、この協議会についても、教員の働き方改革の一環として、これまで夜間に開催していたものを日中の実施に変更し、出席する教員の残業時間軽減を図っている。

このような、ちょっとしたことの積み重ねから、先ほど紹介いただいた八王子の事例のような取組が実現するのだと思う。

また、副校長補佐の導入や、スクールソーシャルワーカーの増員等、様々な制度面でも学校を支援し、連携していきたいと思っている。

他に意見等あるだろうか。

(意見等なし)

それでは、本日皆様からいただいたたくさんのご意見を基に、事務局にて次年度のいじめ問題対策方針を作成させていただきようお願いします。

以上で本日の議事について、すべて終了とする。

5 事務連絡

【委員長】

最後に、事務局より事務連絡である。

【事務局】

本日の協議会をもって、今年度の連絡協議会は終了となる。ご協議いただいた内容等については、議事録を毎回作成している。次年度の委員等にも、議事内容を確実に引き継いでいく。今年度の委員の皆様には、様々なご意見を頂戴し、大変感謝申し上げます。事務連絡は、以上である。

【委員長】

以上で今年度の連絡協議会を、終了とする。1年間大変お世話になり、感謝申し上げます。

— 了 —